

全国の指定入院医療機関にて 医療観察法病棟を退院された方へ

このたび、全国の指定入院医療機関にて、医療観察法病棟に入院し治療を受けられた際の診療情報等の一部について、下記の研究に対し提供を行います。この研究では、国が定めた倫理指針に基づき、対象となる方お一人ずつから直接同意をいただくかわりに、利用目的等を含む研究の実施について、情報を公開いたします。

この研究に対し診療情報等を利用することにより、対象となる方に新たな負担や制限が加わることは一切ございませんが、ご自身の診療情報等を利用・提供して欲しくない場合は、入院されていた指定入院医療機関までご連絡ください。なお、利用・提供してほしくないと申し出られた場合でも、なんら不利益を受けることはございません。

1. 対象となる方

2019年9月1日から2026年3月31日までの間に、全国の医療観察法指定入院医療機関35施設の医療観察法病棟を退院された方

2. 試料情報の提供のみを行う者の機関名・所属・氏名

機関名: 重度精神疾患標準的治療法確立事業 運営委員会

所属・氏名: 委員長・戸田達史

3. 試料・情報を提供する研究課題名と研究代表者又は研究責任者

研究課題名: 医療観察法における統合失調症圏と診断された入院対象者の入院期間と施設要因に関する研究

研究期間: 研究実施許可日~2030年3月31日まで

研究代表者(研究責任者): 国立精神・神経医療研究センター病院 司法精神診療部 前田佑樹
(共同研究機関)

東京科学大学 研究責任者 岡田 幸之

(共同研究機関以外の試料・情報を取り扱う機関)

なし

4. 利用又は提供する試料・情報等と取得方法について

情報等:診療情報(年齢、性別、診断名等)

(取得方法)「重度精神疾患標準的治療法確立事業」において集積された医療観察法に基づく入院処遇対象者の情報

●年齢、性別、対象行為、主診断、向精神薬処方内容、入院中の行動制限の日数、前科前歴の有無、アルコール・薬物問題の有無、入院処遇日数、被害者類型、退院時転帰など

5. 試料・情報の利用目的及び利用方法

利用する情報は、厚生労働省の「重度精神疾患標準的治療法確立事業」でデータベースに集められている入院処遇対象者の診療に関する情報から抽出し、医療観察法指定入院医療機関および当センター倫理委員会の研究利用の承認を得て提供を受けたものです。情報はデータベースに集められた時点でどなたのものか分からないように匿名化されていますが、本研究のために抽出・提供される際に、対象者を識別する符号がさらに別の符号に置き換えられています(再匿名化)。情報は本研究のメンバーである当センター所属の研究者のみが利用します。本研究では、抽出した情報を利用し統計的解析を行います。医療観察法入院対象者の入院期間にみられる施設間差に着目し、その要因および構造を明らかにすることを目的とします。入院の長期化に関連する要因を明らかにすることで、今後の医療体制や治療運用の改善に資する知見を提供し、対象者の早期社会復帰の促進につながることを期待されます。

6. 利用又は提供を開始する予定日

研究開始日を予定しています。

7. 問い合わせ窓口

この研究課題の詳細についてお知りになりたい方は、下記問い合わせ担当者までお問い合わせください。

機関名:国立精神・神経医療研究センター病院

所属: 司法精神診療部 氏名: 前田佑樹

電話番号 :042-341-2711(内線:3014)

e-mail:y.maeda888※ncnp.go.jp(「※」を「@」に変更ください。)